

令和5年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表

I. 地方長期資金

大区分 中区分 小区分	事業等	償還期限(据置期間)		共通
		金利方式		
		固定	利率見直し	
1	公共事業等 (1) 各種災害関連事業 (2) 学校教育施設等整備事業(都道府県分) (3) 社会福祉施設整備事業(都道府県分) (4) 一般廃棄物処理事業(都道府県分) (5) 農業農村整備事業・道路事業(林道含む)・排水施設等 (6) 上記以外の事業 ① 庁舎 ② その他の事業	25(3) 25(3) 25(3) 20(3) 15(3) 25(3) 20(3)	25(3) 25(3) 25(3) 20(3) 15(3) 25(3) 20(3)	①自動車、機械器具、消防施設、ばい煙防止設備等 5(1) ②消火設備、排煙設備、災害報知設備等 8(2) ③除却 10(1) ※個10 ④冷暖房設備、通信施設、融雪施設、その他の付帯設備 10(2) ⑤船舶 15(3) 〔辺地・過疎対策事業には適用しない〕
2	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業 ※個1			
3	公営住宅建設事業 ※個2	25(3)	25(3)	
4	災害復旧事業 (1) 火災復旧事業 ※個1 (2) 公共土木施設等小災害復旧事業(過年分) (3) 上記以外の事業 ※個2	9(2) 10(2)	9(2) 10(2)	
5	教育・福祉施設等整備事業 (1) 学校教育施設等整備事業 (2) 社会福祉施設整備事業 (3) 一般廃棄物処理事業 (4) 一般補助施設整備等事業 ※個3、個4 ① 道路・排水施設等 ※個5 ② 庁舎 ③ 上記以外の施設 ④ 出資金・貸付金・負担金 ⑤ 特別転貸債 ※個6	25(3) 25(3) 20(3) 15(3) 25(3) 20(3) 20(3) 20(5)	25(3) 25(3) 20(3) 15(3) 25(3) 20(3) 20(3) 20(5)	
6	一般単独事業 (1) 防災対策事業 (2) 公共施設等適正管理推進事業 (3) 緊急自然災害防止対策事業	30(5) 30(5) 30(5)	30(5) 30(5) 30(5)	
7	辺地及び過疎対策事業 (1) 辺地対策事業 ① 診療施設のうち診療所及び職員宿舎・下水道施設 ② 義務教育諸学校施設 ③ 飲用水供給施設 ④ その他 (2) 過疎対策事業 ① 診療施設のうち病院、診療所及び職員宿舎・下水道施設 ② 義務教育諸学校及び高等学校施設 ③ 簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設 ④ その他	10(2) 10(2) 10(2) 10(2) 12(3) 12(3) 12(3) 12(3)	30(5) 25(3) 30(5) 10(2) 30(5) 12(3) 25(3) 30(5)	
8	水道事業 ※個7、個8	40(5)	40(5)	
9	交通事業 ※個7、個8 (1) 都市高速鉄道事業 (2) 一般交通事業 ① バス車庫・営業所 ② 電車 ③ その他	40(5) 20(5) 13(3) 20(5)	40(5) 30(5) 13(3) 20(5)	
10	港湾整備事業 ※個7、個8 ① 埠頭用地 ② 上屋 ③ 貯木場 ④ 荷役機械	40(5) 31(3) 20(3) 17(3)	40(5) 31(3) 20(3) 17(3)	
11	病院事業・介護サービス事業 ※個7、個8 病院事業 ① 医療・看護用機械器具 ② 病院、診療所、職員宿舎及び看護師宿舎	10(1) 30(5) 40(5)	10(1) 30(5) 40(5)	
12	下水道事業 ※個7、個8	40(5)	40(5)	
13	臨時財政対策債 ※個9		20(3)	

【地方長期資金等留意事項】

《共通事項》

- 運用予定額を繰り越して運用する場合は、繰越前の償還期限及び据置期間(以下「融通条件」という。)によるものとする。
- 木造等の耐久度の低い施設を建設する場合の償還期限については、本表の償還期限から5年を減ずる(ただし、辺地及び過疎対策事業には適用しない。)
- 同一施設に複数の融通条件の適用が可能な対象が存在する場合は、施設の主たる部分の融通条件を適用する。ただし、同一の融通条件の対象ごとに分割して貸し付けること、又は各融通条件の加重平均年数(1年未満の端数は切り上げる。)で一体として貸し付けることも可とする。
- 大区分を一にする二以上の施設を一棟として建築する場合は、主たる施設の融通条件を適用することができる。
- 施設用地の取得については、当該用地上に建設される施設の融通条件を適用する。
- 改造・改修事業については、事業内容に応じ、基準年数の範囲内で適切な融通条件を設定する。
- 貸付金事業の融通条件は、基準年数の範囲内で当該事業の貸付金の融通条件を上回らないものとする。
- 借入団体が基準年数より短い期間を希望したときはその期間とする。ただし、5年を下回らないものとする。

《個別事項》

- 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業及び災害復旧事業(1)火災復旧事業の融通条件は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業)の融通条件とし、それ以外については25(3)年とする。
- 特定の災害に係る事業で融通条件を延長したものについては、過年度に通知した融通条件(下表参照)とする。

	罹災者公営住宅建設事業	災害復旧事業	公営企業災害復旧事業
東日本大震災	30(5)		25(5)
熊本地震・令和元年台風19号・令和2年7月豪雨	30(5)	20(5)	25(5)
平成30年7月豪雨	30(5)	15(3)	20(5)

- 教育・福祉施設等整備事業のうち一般補助施設整備等事業において、公害対策事業、豪雪対策事業、防災集団移転事業、原子力発電施設等立地地域振興特別事業等は、当該事業により建設される施設に応じて①道路・排水施設等又は③上記以外の施設の融通条件を適用する。
- 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業の融通条件は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業)の融通条件とする。
- 教育・福祉施設等整備事業のうち一般補助施設整備等事業の①道路・排水施設等には、公共事業等の(5)農業農村整備事業・道路事業(林道含む)・排水施設等に準じる施設や、小規模な公園施設が含まれる。
- 外資埠頭会社等転貸分、港湾運営会社転貸分及び国土交通大臣が指定する指定会社転貸分の融通条件は20(3)年、空港周辺整備機構転貸分の融通条件は10(3)年、奄美群島振興開発基金転貸分の融通条件は10(-)年とする。
- 資本費平準化債の融通条件は20(3)年とする。
- 公営企業に対する出資金・貸付金の財源に充てるための地方債の融通条件は30(5)年とする。
- 臨時財政対策債については、利率見直し方式(5年毎・10年毎に限る。)のみとする。
- 除却は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるもののうち、国庫補助を受けて実施する公共施設等の除却について、当該国庫補助に基づく事業債の対象となるものとする。
- 令和5年度における蔵入欠かん等債のうち、令和2年7月豪雨(令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨)に係るものについては15(3)年とする。
- 再生振替特別債の融通条件は30(5)年とし、かつ、財政再生計画の計画期間の範囲内とする。

《その他留意事項》

1回目の利率見直しまでの期間が固定金利の最長償還期限より長い利率見直し方式を選択することはできない(例: 辺地及び過疎対策事業については15年毎・20年後・30年後の利率見直し方式選択不可)。個別の貸付けにおいて、実際の償還期限が事業毎に選択した1回目の利率見直しまでの期間より短い場合は利率の見直しは行われぬ。

II. 地方特別資金

1	災害復旧事業 (1) 農地等小災害復旧事業(過年分) (2) " (現年分) (3) 災害対策基本法第102条に規定する蔵入欠かん等債 ※個11	3(1) 4(1) 4(1)		
---	---	----------------------	--	--